

危機管理マニュアル

1 事件・事故への基本的な考え方

- (1) 「安全確保」…事件・事故を未然に防ぐために、多くの観点から日々起因する事象をもとに、対応策を立てておく。
- (2) 「人命第一」…事件・事故が発生した場合、「人命第一・連絡・措置記録」を重んじる。
- (3) 「学校の信頼性」…学校に対する保護者・地域社会からの信用や信頼を守る。

2 危機管理組織

内 容		担 当 者
全体指揮		校長
外部との対応	市教委・関係機関	校長・教頭
	不審者	
	マスコミ	
	保護者	担任・養護教諭・教務主任・管理職
	警察・消防	事務主任
現場確認・応急処置		養護教諭・発見者
避難放送		教頭
初期消火・不審者防御		養護教諭・校務・男性職員
避難誘導・安全確保		担任・担任外職員
搬出		事務主任
人員確認・安否確認		担任・教頭・校長
情報収集・記録		担任・教務主任・教頭
児童等心のケア		担任・生徒指導主任

3 危機管理体制の確立のために

- (1) 施設・設備の定期的な点検に努め、機能的かつ効果的な危機管理態勢の確立
 - 安全管理・危機管理マニュアルにもとづき、役割分担の具体的な行動などについて教職員の共通理解と徹底を図る。
 - 校舎・施設設備を定期的に点検し、安全確保および改善に努める。
 - 安全教育の充実のために児童への指導計画、教職員の研修計画ならびに実施に努める。
 - 安全管理、防犯にかかわる関係諸機関との連携に努める。
- (2) 日常における安全管理体制
 - ①来訪者への対応
 - 来訪者は玄関で受け付けた後、名札の着用をお願いする。
 - 育友会活動など、事前に来校者の予定がある時は、教職員に周知しておく。
 - 児童への面会については、特に留意する。
 - 一般業者については、基本的に放課後に対応する。
 - ②識別証の携帯・提示
 - 教職員は職員用の名札をつける。
 - 保護者は、育友会用の名札をつける。
 - 来訪者は名札をつける。

③巡視態勢

始業前	校長・教頭・担任	校舎内外の見回り、朝の活動時の目配り
授業中	校長・教頭	校舎内外の巡視
休憩	全職員	教室、運動場での子どもの様子・周辺への目配り
放課後	担任	残っている児童の把握
	校長・教頭	校舎内外の巡視・点検

④登下校時における安全確保

- 児童の安全を第一とし、定められた通学路を安全に登下校する。
※地区別児童会、集団下校時に通学路の状況の把握と指導。
- 登下校時間
 - ・集団登下校班単位で決められた場所、決められた時刻に集合。
 - ・下校は月曜日と水曜日以外は、原則として16:00に下校する。
 - ※日常の下校時刻が変更になる場合には、事前に保護者や放課後教室、見守り隊などに周知する。また、放課後の児童の動き（通塾、社会体育など）を把握しておく。
 - ※気象状況や家庭の事情などにより、通常とは異なる方法で登下校する場合は保護者の判断に任せる。その場合、学校と家庭の連絡は必ずとるようにする。
- 「こども110番」の家の周知徹底。
- 育友会施設補導部と連携し、登校時に、教職員および育友会員で児童への交通街頭指導を行う。

⑤施設・設備の点検整備

- 原則として毎月1日に、施設・設備の安全点検を行い、適宜対処・修理する。
- 特に運動場大型遊具については、毎日目視などの点検を行う。

(3) 防犯・安全教育の推進

- ①年間を通じた防犯・安全教育の推進
 - 学級活動での指導
 - 学校保健計画・学校安全計画に基づいた指導
 - 学期毎の地区別児童会、集団下校による指導
- ②児童・教職員の訓練ならびに研修
 - 年3回の防犯、避難訓練の実施
 - 学校保健計画・学校安全計画に基づいた職員研修の実施

4 危機管理の対応

(1) 予防的対応

- ①事故・事件が起こらないよう学校安全計画に基づき日常の学校経営・学校運営を行う。
- ②日常の子どもの観察記録を行う。
- ③小さな異変やサインを見逃さない。

【未然防止に向けた取組】

1. 朝の出欠確認 ・・担任による児童の出欠・遅刻の確認。連絡のない児童への連絡。
2. 健康観察 ・・児童一人ひとりの健康状態の把握。
3. 登下校の安全 ・・通学路の安全点検・危険箇所の把握。登下校班による登下校。班別下校。
4. 自然災害 ・・緊急連絡網の作成。KYT学習。
5. 地震・火災 ・・地震、火災避難訓練（12月）

6. 不審者など ・ ・ 不審者対応避難訓練（6月）、不審者対応時の緊急マニュアルの作成。育友会・地域・警察などとの連携。
7. いじめ・不登校 ・ ・ いじめアンケートの実施。校内生徒指導委員会。児童理解の会。一人ひとり認め合う学級集団づくり。

(2) 発生時の対応

- ①生じた危機の確認・調査→正確な情報（原因・状態など）
- ②危機管理の方針→手段の選択・組織の編成など
- ③危機の処理→「迅速に」「的確に」「あらゆる場面」を考えて
- ④終結の明確化→組織運営の正常化

【ポイント】

1. 状況は、「詳しく」「落ちなく」。
2. 対応は、「迅速かつ誠意をもって」。《その時、その日のうちに》
3. 3ない方針で、「あきらめない・見逃さない・見捨てない」。

5 危機管理システム

(1) 報告すべき事項

5W1H（いつ・どこで・だれが・なにを・なぜ+どのよう）

(2) 報告システム

現場（発見者・担任）→養護教諭・教頭→校長→指示→処置

*マスコミなどへの対応は窓口一本化

（対応は、事故の内容、程度により校長の判断で校長または教頭に一本化する）

(3) 予想される危機管理の範囲

①交通事故関係

- 児童の登下校中の交通事故
- 児童の休日・放課後の交通事故
- 社会見学、校外学習時の交通事故
- 職員の出退勤途中の交通事故

②学校内での事故・事件

- 運動場での事故（指導者あり）授業中・クラブ他
（指導者なし・監督義務あり）
（指導者なし・監督義務なし）
- 校舎内での事故（指導者あり）授業中・給食中・清掃中・クラブ他
（指導者なし・監督義務あり）
（指導者なし・監督義務なし）

- 不審者の侵入
- プールでの事故
- 問題行動（不登校・いじめなど）
- 教育上のトラブル（体罰）・騒音など
- 食中毒（給食・調理実習・水道水など）
- 教職員のけが・病気

③人災

- 火災（避難訓練に基づく）
- ガス漏れ、漏電
- 停電

④天災

- 風水害
- 地震

(4) 事故の内容

- ①けが（けんか・悪ふざけ・施設の欠陥・体罰・不注意・車両など）
- ②肉体的疾病（慢性病・発熱・中毒・いじめなど）
- ③精神的疾病（不登校・不登校気味・いじめ・思春期の悩みなど）
- ④おぼれ（プール・島田川など）
- ⑤死亡

6 事後の対応

(1) 本部（管理職）

①再発防止、学校再開のための総括

- ・事故発生からの対応を時間を追って記録にもとづき、全教職員で事故の原因やその対応について分析し、学級活動や日常における安全指導を徹底し、事故防止を図る。
- ・事故の原因となった施設等を点検し、速やかに改善する。
- ・遊具等で事故が起きた場合は、原因を明らかにし、使用停止、改修等の措置を講じたり、児童生徒に使い方等の指導を徹底したりする。
- ・重大事案発生時は状況に応じて、教育委員会を通して、C R Tの支援を要請する。

②報告書の作成

③保護者、地域社会との連携方策等の改善

(2) 担任・養護教諭

①負傷者に対するケア

- ・傷病者や保護者に対して誠意を持って対応する。
- ・保護者に対し、学級担任等から独立行政法人日本スポーツ振興センターへの医療費等の支払い請求手続きを説明し、請求もれのないようにする。

②心のケア

- ・児童など本人と保護者の立場に立って継続的な支援に取り組む。

③スクールカウンセラー、学校医等との連携体制の改善

- ・教育相談担当や養護教諭を中心に、スクールカウンセラー、学校医などと連携し、ケア体制を整える。

④安全教育の内容、指導体制等の見直し

(3) 校内危機管理委員会

①再発防止策の検討と危機管理マニュアルの改善

②危機管理体制、役割分担の見直し